

# 三重県公衆無線 LAN サービス利用規約

## 第1条 目的

この規約(以下「本規約」という。)は、三重県内在住者及び三重県への外国人旅行者及び日本人旅行者の情報入手利便性の向上を図るため、三重県(以下「県」という)が提供する公衆無線 LAN サービス(以下「本サービス」という)の利用等について、必要な事項を定めるものとする。

## 第2条 サービスの内容

本サービスは、県が本規約に同意した者(以下「利用者」という)に対し、公衆無線 LAN 接続環境を提供し、利用者はインターネットへの接続を可能とするものである。

## 第3条 利用の条件

本サービスの利用は、本規約に同意した個人に対して認めるものとする。

## 第4条 サービスの利用

利用者は、本サービスの利用に当たり必要な端末装置及びソフトウェア(以下「端末装置等」という)を準備するものとする。

## 第5条 利用の記録等

### 第1項

サービスの運用管理、利用状況の把握及び利用者の利便性向上のために、本システムの利用時間帯、サイト等へのアクセス履歴及び利用者が本サービス利用時に使用した端末装置等の識別情報並びに設定情報を記録するものとする。

### 第2項

県は、第1項の規定により記録した情報は、法令等に定める場合を除き、個々の端末装置等が特定できる形で公開しないものとする。

## 第6条 禁止事項

## 第 1 項

利用者は、法令等に定めるものの他、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

1. 第三者のプライバシーその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為。
2. 前号に掲げるもののほか、第三者若しくは県に不利益又は損害を与える行為及びそのおそれのある行為。
3. 第三者を誹謗中傷する行為。
4. 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められる行為。
5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められる行為。
6. 前 5 号に掲げるもののほか、本サービスの運用管理に支障があると認められる行為。

## 第 2 項

利用者が前項各号に掲げる事項に該当する行為を行った場合は、県は事前に通知することなく、直ちに当該利用者の本サービスの利用を停止することができるものとする。

## 第 3 項

前 2 項に該当する利用者の行為によって県及び当社、利用者本人および第三者に損害が生じた場合は、利用者は、本サービスの利用後であっても、全ての法的責任を負うものとし、県は一切の責任を負わないものとする。

# 第 7 条 運用の停止

## 第 1 項

県は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者へ周知することなく、本サービスの運用を停止できるものとする。

1. 本サービスのシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合。
2. 暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの運用が困難となった場合。
3. 本サービスのシステムに係る障害等が発生した場合。
4. 前 3 号に掲げるもののほか、県が本サービスの運用上、一時的な中断が必要と判断した場合。

## 第 2 項

本サービスの運用の停止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、県は一切の責めを負わないものとする。

# 第 8 条 免責等

#### 第 1 項

県は、本サービス内容及び利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

#### 第 2 項

本サービスの提供、遅滞、変更、中止若しくは廃止、本サービスを通じて登録、提供若しくは収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏えい、電波状況によるサービスの利用不能、中断、その他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、県は一切責任を負わないものとする。

#### 第 3 項

本サービスの利用において発生した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

#### 第 4 項

本サービスへの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとし、端末装置の種類又はソフトウェア等によって、本サービスを利用できない場合があっても、県は一切責任を負わないものとする。

#### 第 5 項

利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、県は一切の責任を負わないものとする。

## 第 9 条 本規約の変更等

県は、利用者の承諾を得ることなく、本規約の変更及び本サービスの全部又は一部を廃止することができる。

## 附 則

本規約は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。